

農林
小千谷

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(㎡)								

【記載例】

小千谷

農林

譲受人、譲渡人双方より押印をいただかないと、訂正の際、印鑑を持参の上、来庁いただかなくてはならない場合があります。

小千谷

農林

(2) 大農機具又は家畜

種類		耕運機	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	動力糞播機	農用自動車		
確保しているもの	所有	1	1						他にあれば記載	
	リース			1	1	1				
導入予定のもの	所有			1						
	リース									
(資金繰りについて)				自己資金						

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴	15 年	農作業技術修学歴	2 年	その他()	年
------	------	----------	-----	--------	---

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(①の者を除く)

現在	2 人	農作業経験の状況	父母：農作業歴45年
増員予定	人	農作業経験の状況	

③ 臨時雇用労働力(年間延人数)

現在	人	農作業経験の状況	
増員予定	人	農作業経験の状況	

④ 配置の状況(所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。))なお、「住所地、拠点となる場所等」は市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離及び時間

平均距離	0.5 km	平均移動時間	5分
------	--------	--------	----

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1に記載し、添付してください。)

(5) その他の考慮すべき事項

(記載事項)

「その他の考慮すべき事項」には、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係>(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(該当したときは、チェックしてください。)

☐ 添付資料:農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙2)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託の引受け該当有無(以下の該当するものに○を付してください。)

信託の引受けによる権利の取得

有

無

<農地法第3条第2項第4号関係>(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係(本人または世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
農林 次郎	35	農業	本人	150 日	
農林 耕作	65	農業	父	150 日	
農林 花子	65	パート	母	30 日	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>(転貸する場合のみ記載してください。)

5 農地又は採草放牧地につき所有以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は畜の放牧をすることができないため一時貸し付けしようとする場合である。

☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

☐ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝)

☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響について。

支障の有無(いずれかを○で囲む。)

有

無

「有」の場合はその具体的な内容を記載してください。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農業の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

様式第1号の1(別紙)

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

[illegible]

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1)

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限) ※自己の耕作等のための権利移動であるか等	有 ・ 無
② 第4条(農地の転用の制限)	有 ・ 無
③ 第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ 無
④ 第42条(措置命令) ※周田への支障の除去等の措置命令を受けている場合	有 ・ 無
⑤ 第51条(違反転用に対する処分) ※処分又は是正処分を受けている場合	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無
② 第15条の3(監督処分)	有 ・ 無

(3) 種苗法(平成10年法律第83号) **※新品種の品種登録、指定種苗の表示について定めた法律**

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害(第20条及び第25条参照)	有 ・ 無

(4) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条(使用の禁止) ※使用が禁止された農薬の使用について	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

(記載要領)

- この様式には、権利取得者等(農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等)の状況等を記載してください。
- 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。